

外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

外来生物法に関して  <http://www.env.go.jp/nature/intro>

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて**特定外来生物**として政府が指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されます。

外来生物被害予防3原則

1 入れない

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

2 捨てない

飼っている外来生物を野外に捨てない

3 拡げない

野外にすでにいる外来生物は他地域に生きたまま持ち出さない



【発行元・特定外来生物に関するお問い合わせ】

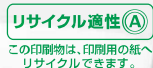
環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
TEL: 086-223-1561 FAX: 086-224-2081

【制作】

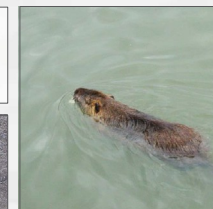
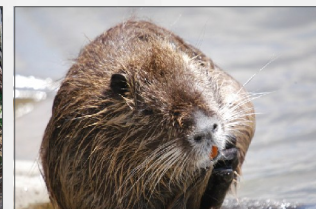
エー
有限会社 **a**環境研究所

【協力】

兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授
坂田 宏志



特定 外来 生物 ニュース



中国・四国版

気をつけよう! 外来生物
守ろう! 生物多様性

特定外来生物ヌートリア

ヌートリアは南米原産の、大型のネズミの仲間です。
毛皮の採取に利用するため日本に持ち込まれました。

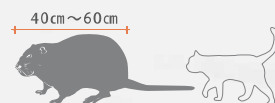
西日本を中心に分布が広がっています。
水辺に近いところにある植物を旺盛に食べるため、農業被害が各地で生じたり、希少な水草への影響が懸念されたりしています。

そのため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、特定外来生物に指定されています。



ヌートリアとはこんな動物

頭から尻尾の付け根までは40～60cm程度、尾の長さは30～40cm程度で、成長して大きくなった個体はネコより大きく見えます。



口のまわりだけが白っぽい毛で覆われます。

全身が茶色です。

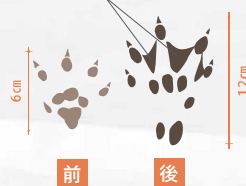
尻尾は細長く、毛が殆ど生えていません。

前歯(門歯)は大きくて、オレンジ色をしています。



糞は3～5cm程度でソーセージに似ていて水際で多数見つかることもあります。

後足の足跡には水掻きが目立ちます。



歩幅は20～25cmです。

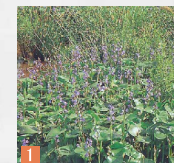
20～25cm



ヌートリアによる被害

基本的には草食で、水辺近くにある植物を食べます。川や水路沿いの田畑にもよく出没し、農作物を食害するため、問題となっています。

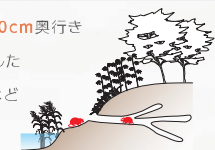
淡水産の貝類や希少な植物への食害例が報告されており、生態系への影響が懸念されています。



ヌートリアに脅かされる1ミズアオイと2ドブガイ

水辺近くにある土手や田畑の畔に、長く複雑な巣穴を掘って暮らします。このことが原因で、堤防や畔が壊される場があります。

巣穴は、直径20～30cm奥行き1～6mの枝分かれしたトンネル状で土手などにつくる。



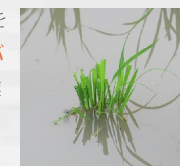
年に2～3回繁殖し、一回当たり5匹程度の子を産みます。まさに、ネズミ算式に増えていきます。



泳ぎが非常に得意で、潜水も難なくこなします。水辺を好み、河川や水路、ため池の近くでよく見かけます。

どうすればいいの？

水辺から遠くない農地で農作物被害が出始めたら、ヌートリアの痕跡を探してみましょう。水かきのある足跡や、巣穴、水辺の植物が齧られてバラバラになって浮いている様子などを見つけた場合、ヌートリアの仕業である可能性が高いです。



農作物を守るには、侵入防止柵が効果的です。柵板の縫ぎ目や地面との隙間があると、底からもぐりこんでしまいますから、注意が必要です。また、低い柵だと容易に越えられる場合があります。60cm程度でも一定の効果はありますが、90cm近い柵だとさらに安心です。また、ヌートリアを誘引してしまう廃棄作物を片付けることも効果があります。

根本的な解決を図るには、捕獲を進めることが最も効果的です。捕獲方法には、一般的な箱なを用います。捕獲をする場合は法令手続きが必要となる場合が多いため、最寄りの役所・役場等と相談しましょう。

レプトスピラ症などの伝染病を媒介する可能性があるため、捕獲の際には、咬まれたり引っかかれたりしないよう注意を払うとともに、捕獲機材の消毒なども入念に行っておきましょう。